

平成26年12月16日
全国町村会会長
藤原 忠彦

国土審議会計画部会中間整理（案）について（意見）

1 第2章 国土の基本構想について

- (1) 今回示された計画部会の中間整理（案）において、第3節の地域別整備の方向の中に、「都市と農山漁村の相互貢献による共生」を大きく位置づけていただき、感謝申し上げます。

われわれ町村長は、農山漁村の地域資源を掘り起こし、有効に活用することにより若者にとって魅力的な雇用の場を増やし、子育て、学校教育、地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して、都市との共生と交流を進めるまちづくりに全力で取り組んでいくので、国においては町村が実施するこれらの施策に対し制度的・財政的支援をお願いしたい。

- (2) 第3節の（中山間地域等）の記述の中で、「小さな拠点」の形成が決して既存の集落をたたむことを意味するものではないということをもっと明確にするために、「必要なネットワーク」を「基幹集落と既存の集落との間の必要なネットワーク」とされたい。

- (3) 第4節に「東京一極集中の是正と東京圏の位置づけ」が出てくるが、東京に関する基本的な考え方は、第3節の「地域別課題」の後ではなく、もっと前のほうに持ってくるべきではないか。

2 第3章 国土の基本構想実現のための具体的方向性について

- (1) 第1節(1)②の（中山間地域等における「小さな拠点」の形成・活用）の部分の文章化に当たっても、上記1(2)の趣旨を踏まえた記述をお願いしたい。

- (2) 全国町村会が昨年9月にまとめた今後の農業・農村施策のあり方についての提言においては、「農村価値の創生」をキーワードとしており、第1節(1)③(a)の(地域を支える農林水産業の強化)の中の就農促進や6次産業化等は農村価値創生の主要施策と位置づけていることから、この部分の文章化に当たっては、是非「農村価値の創生」というワードを入れていただきたい。
- (3) 第2節(1)⑤の「人口減少下における安全・安心で持続可能な国土の形成」の部分に関しては、第4回計画部会でも申し上げたところであるが、是非次の2点について記述に加えていただきたい。
- ① 現在、土地利用に関してはそれぞれ別個の法体系でコントロールされていることから、将来的には、土地利用に関する法体系の一元化を図ることが重要な課題であること。
 - ② 住民に身近なまちづくりに係る土地利用の権限と責任は、住民に身近な市町村が負うべきものであること。